

創業応援事業

1 概要・目的

創業による新たなビジネスの展開や雇用の創出を促進し、地域の活性化を図るため、起業時における経費に対する補助を行う。

2 補助対象者

創業希望者(認定特定創業支援事業を修了した者に限る。)

※ 「創業支援セミナー」又は「経営支援アドバイザーによる経営相談」の受講により、特定創業支援認定の取得が可能です。

3 補助内容等

(1) 補助対象経費

ア 賃借料(敷金、礼金等を除く。)

イ 事業所の開設に係る外装工事・内装工事費用

ウ 事業所に設置する事業に必要な設備の導入に係る経費

エ チラシ、ホームページの作成費用等事業の販路開拓に係る経費

(2) 補助率

1/2(補助限度額:20万円)

(3) 活用事例

飲食店の設備費やダンススタジオ開設に向けたスタジオの内装工事費等

(4) 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)
交付件数	4件	5件	6件
決算額	800,000円	892,000円	1,143,000円

3 今後について

市内創業ニーズの高まりを踏まえるとともに、よりニーズに即した支援制度とするため、市内創業希望者の支援拡充を検討する。

寝屋川市

参加費無料
事前予約制

創業支援セミナー

このセミナーは特定創業支援事業として、修了者は法人設立時の登録免許税の軽減、市創業応援事業補助金などの優遇措置を受けられます。

(⇒ 詳細は裏面をご覧ください)

対象者 寝屋川市内で創業に関心のある人など

※個人事業・法人どちらの方でも参加できます。

※市内創業5年未満の方も申込できます。

会場 寝屋川市立産業振興センター (京阪寝屋川市駅南口から徒歩3分)

※受講者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止される場合がございます。

第1回

9月12日 月 18時～20時

「経営」 経営者の心得

講師：久保憲司 (市経営支援アドバイザー)

第2回

9月26日 月 18時～20時

「販路開拓」 デジタル時代の販売戦略の組み立て方

講師：柴誠治 (市経営支援アドバイザー)

第3回

10月3日 月 18時～20時

「財務」 創業時における資金調達方法

講師：上田和樹 (日本政策金融公庫)

第4回

10月17日 月 18時～20時

「人材育成」 会社設立から設立後の社会保険・労働保険等の知識

講師：池田基弘 (市経営支援アドバイザー)

セミナーで欠席回がある方、上記の日程が合わない方は裏面記載の創業相談もご利用ください。

お申し込みは「令和4年9月1日(木)午前9時」からお電話または窓口へ

お申込み・お問い合わせ
(事前予約制・申込順)

寝屋川市立産業振興センター

TEL▶ 072-828-0751 住所▶ 寝屋川市東大利町2-14

募集人数

25名 (事前予約制・申込順)

主催

寝屋川市

協力

日本政策金融公庫・北大阪商工会議所・枚方信用金庫

特定創業支援認定を取得するメリットは…？

⇒ 会社設立時の登録免許税の減免や日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げなどのメリットがあります。

- ・「創業支援セミナー」または「経営支援アドバイザーによる経営相談（創業相談）」の受講で特定創業支援認定の取得が可能です。
- ・特定創業支援認定を取得するには、「経営」・「財務」・「人材育成」・「販路開拓」の4科目を**1か月以上かけて受講**していただくのが、条件となります。
- ・詳しくは産業振興センターへお電話、または窓口までお越しください。（電話番号は下記記載）

寝屋川市は創業支援セミナーの他にも皆様の創業を応援します！

経営支援アドバイザーによる経営相談（事前予約制）

経営等でお悩みの方に、寝屋川市経営支援アドバイザーに無料で相談していただけます。アドバイザーは、経営コンサルタント・社会保険労務士・一級販売士・企業OBなど事業者支援について豊富な実績を持つ専門家です。これから新規で創業をご検討されている方もご相談いただくことが可能です。特定創業支援認定を受けるためには「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4科目について1か月以上かけての受講が条件となります。

時間：平日10:00～17:00 ※第3火曜日は10:00～21:00まで夜間相談も実施。

相談方法：①オンライン ②産業振興センターへ来館

相談料：無料

予約方法：産業振興センターまでお電話または窓口へお問い合わせください（電話番号は下記記載）

寝屋川市創業応援事業補助金

寝屋川市で特定創業支援認定を受けた方を対象に、創業に必要な経費の一部を補助する寝屋川市独自の制度です。補助率は1/2、補助上限額は20万円です。補助金の対象経費（消費税及び地方消費税は除く）は下記のものになります。

- ①市内の事業所を賃借する場合における賃借料（敷金、礼金等を除く。）
- ②市内の事業所の開設に係る外装工事・内装工事費用（事業所が住居を兼ねている場合にあっては、事業所専有部分に限る。）
- ③事業所に設置する事業に必要な設備の導入に係る経費
- ④チラシ、ホームページの作成費用等事業の販路開拓に係る経費

※予算に上限があるため、先着順となります。

※詳しくは産業振興センターまでお電話または窓口へお問い合わせください。（電話番号は下記記載）

創業相談、補助金など寝屋川市内での創業に関するお問い合わせは…

寝屋川市立産業振興センター（寝屋川市まちづくり推進部産業振興室）

TEL 072-828-0751

住所 寝屋川市東大利町2-14